

各都道府県障害支援区分担当係 御中
各政令指定都市障害支援区分担当係 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「障害支援区分研修担当者全国会議資料」について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平、公正に障害支援区分の認定が行われるよう、各市町村が実施する障害支援区分認定業務の標準化を進めていただくことを目的に障害支援区分研修担当者、講師向けの研修資料として作成しております。

今年度は、障害支援区分の現状と課題等の研修資料に加え、市町村審査会における障害支援区分の審査判定のポイントの解説等をまとめた動画資料を視聴できるようにしましたので、市町村の担当者向けの研修会等の資料として活用いただき、障害支援区分認定の適正化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、今後の研修資料の改善を行うに当たり、都道府県等の担当者の方のご意見を参考にしたいという考えから、アンケートを実施しますので、動画資料の内容について、添付しましたアンケートへのご協力をお願いいたします。

1. 障害支援区分研修資料

資料名	厚生労働省動画チャンネル (Youtube) URL
障害支援区分の現状と課題について	https://www.youtube.com/watch?v=rmuxdeIXSrM
市町村審査会委員研修について	https://www.youtube.com/watch?v=UnY-MO-2ZD4
認定調査員研修について	https://www.youtube.com/watch?v=UdYesLCPIDo
医師意見書作成研修について	https://www.youtube.com/watch?v=trIIm-ooM9g
市町村審査会事務局の役割について	https://www.youtube.com/watch?v=sSZhfDpmr28
事例で確認！障害支援区分 審査判定の基本	https://www.youtube.com/watch?v=0QtZQs3vq_s

注) 都道府県等担当者の研修用の動画資料として活用することを目的とするため、限定公開としております。
関係者間での共有や研修会以外で使用する場合は URL の取扱いにはご留意願います。

2. アンケートの提出先等について

- ・ 提出期限：3月25日（金）
- ・ 提出先メールアドレス：aikawa-kiyoshi77@mhlw.go.jp

[照会先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害支援区分係 月村・相川
電話番号：03-5253-1111（内線3026）